

豊中市老人憩の家運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市老人憩の家運営補助金交付事業要綱（別添1）に準拠して運営する老人憩の家の指定ならびに運営についての必要な事項を定める。

(指定基準)

第2条 この要綱により、指定を受けることができる老人憩の家は次の各号に該当するものとする。

- (1) 老人憩の家等の高齢者専用集会施設が設置されていない小学校区（特に市長が必要と認める場合は除く）にあって、当該地域に居住するおおむね60歳以上の高齢者を利用対象とするものであること。
- (2) 地域の老人クラブまたは高齢者代表を含む自治会が管理、運営するものであること。
- (3) 環境、高齢者の分布状況及び地理的条件を考慮し、効果的な利用を確保できると認められる地域にあり、工場、事務所等の職場に付置されたものでないこと。
- (4) 当該地域内の原則として1階にあり、湯沸し場、便所等が利用できること、又集会室がおおむね13㎡以上の建物または部屋であること。
- (5) 利用料は原則として無料とするものであること。ただし、公職選挙法に定める個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の会場として使用する場合は、この限りではない。

(指定申請及び決定)

第3条 豊中市老人憩の家の指定を受けようとする者は、老人憩の家指定申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、指定を決定したときは、老人憩の家指定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(運営等)

第4条 豊中市老人憩の家の指定を受けた当該施設、運営の代表者は、その建物または部屋に老人憩の家の表示を行わなければならない。

2 老人憩の家の代表者は、次に掲げる管理規程を定め、利用者に周知させなければならない。

- (1) 憩の家の名称
- (2) 利用手続
- (3) 利用者の守るべき規律
- (4) その他

3 市長は、必要であると認めたときは、憩の家運営状況等の報告を求め、または、調査することができるものとする。

4 市立老人憩の家の管理経費は市の負担とし、それ以外の指定施設に対して市の負担は行わない。また、器物、建物等の損傷についても一切の責任はないものとする。

(指定の取消)

第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 老人憩の家が第2条の各号に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 豊中市老人憩の家運営要綱補助金交付事業要綱による補助金の交付を受けている憩の家にあっては、この使途に不正があったとき。
- (3) 第4条第3項に定める報告及び調査を拒んだとき。

(届出義務)

第6条 老人憩の家の運営を行う代表者は、申込書に記載した事項、その他利用にかかわる事項に変更があったときは、すみやかに市長に届出なければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年1月26日から実施し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日より実施する。

附 則

この要綱は、平成26年11月28日より実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より実施する。

第3条第1項及び第2項は、令和5年4月1日以降は行わない。